

◎開会の宣告

(午後1時00分)

○議長（齋藤邦夫君） こんにちは。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎予算特別委員会審査報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第46号、日程第2、議案第47号、日程第3、議案第48号、日程第4、議案第49号、日程第5、議案第50号、日程第6、議案第51号、日程第7、議案第52号、日程第8、議案第53号、日程第9、議案第54号、日程第10、議案第55号までを議題とします。

議案第46号から議案第55号までは、予算特別委員会に付託してありますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、中野大徳君。

6番、中野大徳君。

〔予算特別委員会委員長 中野大徳君 登壇〕

○予算特別委員会委員長（中野大徳君） 予算特別委員会審査報告。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を只見町議会会議規則第77条の規定により報告します。

本件は、令和2年3月9日、10日、11日、12日の4日間にわたり委員会を開催し慎重に審議しました。

記としまして、1番、議案第46号 令和2年度只見町一般会計予算について。審査結果、本件については、次の意見を付して採択すべきものとしました。（1）組織・業務管理について。地域課題の多様化等で職員の過重労働の実態が否めない。このことは、職員の働く意欲や士気に関わる組織ガバナンス上の極めて重大な課題となっている。会計年度任用職員制度の活用とあわせて定数の確保に積極的に努め、将来の町づくりに向けた組織の構築に邁進すべきである。（2）補助金の取り扱いについて。政策的補助金については、その補助の目的、公共性、効果等を充分審査する必要があるため、今後の予算審議にあたっては常任委員会等の予備審査を含めて十分な対応を検討されたい。（3）新型コロナウイルス対策について。感

染の拡大が止まらない中、国の要請により学校休校等に対応中であるが、町独自の対策が遅れている。町民の予防対策と発熱が続く場合等の手順の周知、徹底、さらには今後、様々な分野で想定される町経済への影響について調査し、対策を早急に講ずるべきである。

大きな2番。議案第47号であります。令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

裏面にいきます。

議案第48号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

議案第49号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計予算について。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

議案第50号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計予算について。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

議案第51号 令和2年度只見町介護老人保健施設特別会計予算について。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

議案第52号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計予算について。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

議案第53号 令和2年度只見町簡易水道特別会計予算について。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

議案第54号 令和2年度只見町集落排水事業特別会計予算について。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

議案第55号 令和2年度只見町朝日財産区特別会計予算について。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、委員長から報告がありました。

これに対して、何か質問ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質問なしと認めます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第46号の討論、採択

○議長（齋藤邦夫君） 次に、議案ごとに、順次、討論・採択を行います。

議案第46号 令和2年度只見町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

3番、鈴木征君。

反対討論ですか。

○3番（鈴木 征君） 賛成討論です。

○議長（齋藤邦夫君） 反対の方、ありませんか。

それでは、ただ今から討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

次に、原案に賛成の発言を許します。

3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 賛成討論であります。

この議案に関しましては、3月9日から11日まで、特別委員会で慎重審議を行ったものであります。その中で町当局としての予算のあり方、あるいは予算の説明の仕方、そして、行政の執行方針などについて、委員各位から様々な意見が出されました。そういった中から今回、附帯意見が3点出されました。46号については。こういったことの中、十分留意されまして、今後進めるようにとの委員会のことであります。当然、町当局としても、こういった委員会の想いを重く重く受け止めて、令和2年度の行政執行にあたるものと私は信じております。確信しております。つきましては、この意見を付して可決することに私は賛成でありますので申し上げます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから議案第46号 令和2年度只見町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第46号 令和2年度只見町一般会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第47号の討論、採択

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第2、議案第47号 令和2年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

この国民健康保険事業特別会計については、国民健康保険税が高くなっているという認識は全国知事会が政府に対して、国保税の量の軽減を図るために1兆円規模の財政支援を求めてきていることは昨年の会議でも申し上げてまいりました。ここに至る最大の要因は、政府が医療給付費に対し、50パーセント負担していたものを約36パーセント程度まで、約14パーセントほど、国の負担分を減らして、そして受益者、加入者に対して負担を強いていることに最大の要因があります。町は、町民の健康を守る立場に最前線にあるわけですから、私はこの間、国保税の額を決める6月会議になるわけですが、約1億円ある基金を活用して、そして収入のない子供への税負担、均等割りをなくて、国保税の軽減策を提案してきたところであります。しかしながら、今回の議案の審議の中では、税の負担軽減策が講じられてないものとして反対せざるを得ません。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ありません。

これで討論を終わります。

これから、議案第４７号　令和２年度只見町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第４７号　令和２年度只見町国民健康保険事業特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君）　起立多数です。

よって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第４８号の討論、採択

○議長（齋藤邦夫君）　続いて、日程第３、議案第４８号　令和２年度只見町国民健康保険施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

１０番、山岸国夫君。

○１０番（山岸国夫君）　反対討論をいたします。

診療所の存在は、町民の命と健康を守るために大事な施設であります。それはこの間、委員会でも、この場でも、各委員の発言、議員の発言でおおいに議論してきたところであります。しかし、同一労働同一賃金という角度からみると、歯科管理者の報酬、給料、いわゆる会計年度任用職員、フルタイムの従事者は給料となりますけれども、これは若い人が将来展望を持って只見に住み続けられるために若者定住政策、この間、おおいに議会の中でも議論してきているところであります。また、最近、Uターンした青年は、給料が安く、只見で生活していくには不安があるというふうな話も聞かれます。また、一般会計の中でも職員定数について質疑があったところであります。これまでに少子高齢化、U・Iターンの促進、若

者定住政策について様々な角度から各議員からも議論が提案されてきたところであります。若い人達が安心して只見で住み続けられる予算と私はなっていないと思います。そういう点では冒頭言いましたように、同一労働同一賃金、同じ診療所の中で働いて、片方は正職員、片方はパートや会計年度任用職員というあり方が良いのかどうか。様々、先ほど、只見町の今後の将来についても申し上げました。そういう角度から言っても、こういう予算のあり方、昨年度も反対いたしました。そういう点では改善されていませんので反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第48号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第48号 令和2年度只見町国民健康保険施設特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第49号の討論、採択

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第49号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

それでは、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論をいたします。

この後期高齢者医療制度そのものは、75歳で年齢を区切る制度そのものに私は反対であります。歳を重ねれば、健康に過ごしたいという願いはありますけれども、しかし、高齢になればなるほど病気も一つだけではなく、複数抱えるようになり、専門科受診ともなれば、田島や若松まで行かざるを得なくなります。そして、その負担は本人にとっても、また家族にとっても大変なものになっております。この制度そのものは、医療費が増えれば加入者負担が増えるという制度になっております。年金生活者にとっては大変な負担増になっていると思います。今予算でも551万7,000円の増額予算であります。単純平均で一人当たりでみますと、約4,200円の増の計算になります。また、保険料の徴収のあり方も加入者の87パーセントの人が年金から特別徴収で差し引かれています。年金生活者からは、この制度導入直後からお金のやりくりができない、困るという意見が多く聞かれました。そしてこの意見は今も続いております。こういう年齢で区切る。そして年金生活者に多大な負担をかけている。ここにやはり最大の問題があり、生活を苦しめている根幹、ここにありますので私は反対といたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第49号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第49号 令和2年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第50号の討論、採択

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第50号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 反対討論をいたします。

この制度の、私、最大の問題は、やはりこの15年間で介護保険料が標準報酬月額で約2倍になっているところにあります。第7期、町の介護保険料計画の中でも私はこういう保険料が高くなっていることについて反対をいたしました。国は、昨年10月に消費税を社会保障のためと言って10パーセントにしました。そしてこの中では、やっとな国の制度の下で、低所得者の人の軽減策、介護保険料の軽減策として3割・5割・7割軽減という措置がとられるようになりました。しかし、全体でいけば、国のほうは消費税の値上げに伴って社会保障の予算を増やすどころか、受益者負担を増やす策略をしております。今回、介護保険の反対でありますから、私はこの間、一貫して、一貫してというか、引上げられつつある介護保険料。これを認めるわけにはいきませんので反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第50号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第50号 令和2年度只見町介護保険事業特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第51号の討論、採択

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第51号 令和2年度只見町介護老人保健施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第51号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第52号の討論、採択

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、議案第52号 令和2年度只見町地域包括支援センター特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第52号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第53号の討論、採択

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第53号 令和2年度只見町簡易水道特別会計予算の
討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第53号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第54号の討論、採択

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第54号 令和2年度只見町集落排水事業特別会計予
算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第54号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第55号の討論、採択

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第55号 令和2年度只見町朝日財産区特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第55号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第56号 只見町借上型賃貸住宅条例の一部を改正する条例、議案第57号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第10号）、同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として審議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、議案第57号、同意第1号、同意第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

準備のため、若干、休議をいたします。

休憩 午後1時28分

再開 午後1時44分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

追加議案及び資料を配付いただきましたので、早速、追加議案に入らせていただきます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第56号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第1、議案第56号 只見町借上型賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第56号説明の前に資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長、お願いします。

○農林建設課長（渡部公三君） それでは、議案第56号 只見町借上型賃貸住宅条例の一部を改正する条例を説明申し上げます。

本条例につきましては、かねてより長浜地内に事業を進めておりました借上住宅について、今般、借上げ予定の住宅が完成いたしましたので町の借上型賃貸住宅として本条例第2条に新たに加えるものでございます。

今お配りいたしました資料ご覧いただきたいというふうに思います。まず新旧対照表になってございます。右側が改正前、左側が改正後ということで長浜住宅、位置が只見町大字長浜字久保田27番地の5、4戸1棟を新たに加えるものでございます。本住宅につきましては、この2番目にありますように、貸主については只見町黒谷の山中美明氏でございます。また、建物、物件の概要でございますが、3番目に記載あります、まず建物全体の概要といたしましては、名称としては長浜住宅。所在地は長浜字久保田の27番5でございます。建物の用途については住宅。構造は木造。住戸戸数は4戸。階数は2階建てになります。また敷地面積については507.23平米。延べ床面積は220.68平米となります。次に、(2)の借上部分の概要でございますが、借上住戸は総戸数4戸でございます。床面積にあたりましては1階については48.23平米。1戸あたり。それを2戸。また、2階につきましては62.11平米。1戸あたり。それを2戸という、合わせて4戸ということになります。次に4番目の借上料ですが、1戸あたり月額6万8,000円という内容になります。

以上、本住宅につきまして条例を可決いただいた後に入居に向けて進めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第56号 只見町借上型賃貸住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決す

るにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第57号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第2、議案第57号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 議案の審議に入る前に、一言、補正第10号につきまして、私のほうから意見を申し上げさせていただきたいと思います。

今回、この補正予算の中に、交流施設、それからスキー場。交流施設とスキー場につきましては指定管理料。それから観光施設につきましては補助金のそれぞれ増額をお願いしてございます。それぞれの要因といたしましては、昨年からの台風19号、浅雪、新型インフルエンザ等の要因はございますが、湯ら里、それから湯ら里の社長といたしまして、また、振興公社の取締役員の一人として、このような形で補正をお願いすることにつきまして、従来、支配人を中心に職員一同、日頃から経営改善に努め、収支を上げる努力はしてまいりましたが、このような中でお願いをせざるを得ないところにつきましては、その責任を痛感しているところでございます。今後につきましては、さらなる経営努力に取り組みますので、よろしくご審議をいただきまして可決いただきますようお願いを申し上げます。尚、詳細につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

以下、担当課長、順次、説明をお願いいたします。

○総務課長（新國元久君） 議案第57号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第10号）をご説明申し上げます。

令和元年度只見町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。という
ものであります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入
歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,
680万8,000円とする内容でございます。

一枚おめくりをいただきますと、第1表といたしまして歳入歳出予算の補正、歳入の表が
ございます。今回の歳入の補正でありますけれども、款の17繰入金であります。基金繰入
金として1,000万円を財源としてございます。

もう一枚おめくりをいただきますと、第1表の歳出の表になります。今回の補正、民生費、
衛生費。そして農林水産業費、商工費。さらには予備費ということで各款においてこういっ
た補正をお願いをしております。

3ページから事項別明細書になります。3ページは歳入の総括表。繰入金が1,000万
円ということでございます。

4ページが歳出の総括表になります。第1表とほとんど同様であります。記載の内容は同
様であります。今回は先ほどの五つの款での補正。そして財源につきましては基本的に一般
財源だということでございます。

5ページが歳入になります。款の17繰入金。項は1基金繰入金であります。目も1の基
金繰入金でありまして、今回、1,000万円、財政調整基金を繰入をさせていただいて今
回の補正対応ということでございます。

6ページから歳出になります。

○保健福祉課長（馬場博美君） 6ページの民生費と衛生費でございますが、昨日の全員協議
会の中で報告させていただきました新型コロナウイルスに関係します超過勤務分ということ
で、社会福祉総務費と保健福祉総務費に増額をお願いをしておりますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○観光商工課長（増田栄助君） それでは、説明させていただきたいと思います。

6 ページの中段、農林水産業費の交流施設費及び商工費の観光施設費。同じく商工費、只見スキー場管理費につきまして、今ほど、冒頭、町長の発言にもございました台風19号、また日本全国的な浅雪、あと世界的な新型コロナウイルスの流行といった影響への対応策としまして、交流施設費につきましては指定管理料の増額。あと観光施設費の補助金につきましては遊覧船運航に伴う支援。あと只見スキー場管理費につきましても浅雪に伴う収入減に対応する指定管理料ということで増額をお願いするものでございます。

今ほど配付をさせていただいた資料をご覧いただきたいと思います。

まず表面でございますが、田子倉の遊覧船の収支となっております。売上172万4,000円に対しまして、販売経費等が324万6,626円ということで、152万2,000円ほど不足するというところでございます。今回予算お願いしておりますのは137万7,000円ということで経営的な責任部分を考慮させていただいて、若干の減額をさせていただいた中で補助金をお願いしたいというものでございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。季の郷湯ら里、只見スキー場。それぞれ28年から30年までの収入額。湯ら里につきまして1月から3月分まで、只見スキー場についてはワンシーズンということで計上させていただいております。この3カ年の平均から元年度の収入見込み、現在、2月分までとなっておりますので、3月分、これに上乗せになるものでございますが、予算の算定上、その差額を計上させていただき、また、先ほど補助金のところで申し上げました経営的な責任部分10パーセント程度考慮させていただいた中で予算の執行をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第57号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第3、同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを説明申し上げます。

教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、只見町大字小林字下前田448番地。氏名、渡部欣也氏であります。生年月日、昭和31年7月23日生まれでございます。尚、任期につきましては、本年4月1日から4年間ということになりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

尚、採決方法については議会申し合わせ先例集の規定に基づき、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、酒井右一君、2番、佐藤孝義君を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 念のため申し上げますが、本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常ありませんか。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、3番議員から順次、投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。

酒井右一君、佐藤孝義君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。有効投票のうち賛成10票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第4、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

人権擁護委員に次の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、只見町大字小林字七十苧586番地。氏名、角田行雄氏でございます。生年月日、昭和23年12月10日生まれ、71歳でございます。尚、任期につきましては今年7月1日から3年間となります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

尚、採決の方法については、議会申し合わせ先例集に基づき、無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、鈴木征君、4番、目黒道人を指名いたします。

投票用紙をお配りください。

〔投票用紙配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 本件につきましても賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票用紙配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常ありませんか。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

まず立会人より投票願います。

次に、1番議員から順次、投票願います。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

鈴木征君、目黒道人君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） 立会人は自席にお戻りください。

それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。うち有効投票10票。有効投票のうち賛成10票。反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについては原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開く〕



◎休会中における所管事務調査の申し出について

○議長（齋藤邦夫君） 次に、皆様のお手元に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所管事務等の調査につき会議規則第73条の規定により、お手元に配付しておりました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。

町担当課におかれましては調査にあたりまして、準備等をよろしく願いをいたします。

また、各委員会では調査等をよろしく願いを申し上げたいと存じます。



◎3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

3月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。



◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（菅家三雄君） お許しをいただきましたので、一言、ご挨拶を申し上げます。

令和2年3月会議は、今月3日の開会から本日に至るまで、実質9日間に亘りご審議を賜

りました。ご提案いたしました議案及び追加議案につきましてご可決をいただき厚く御礼を申し上げます。

本会及び予算特別委員会を通して賜りました数々の貴重なご意見・ご提案につきましては真摯に受け止め、十分に検討いたしまして、今後の町政運営に反映させてまいりたいと思っております。

さらに、現在、世界を揺るがしております新型コロナウイルスの対策には、本会、全員協議会等のご意見を踏まえ、関係各課、連携を図りながら、的確な情報提供と今後の国・県の動向を敏感に読み取り対処してまいりたいと考えております。

本月には任期満了に伴います町議会議員一般選挙が挙行される予定であります。議員各位におかれましては、本日閉会を迎えております今議会が任期最後の会議と想定されますことから考え深いものがあるかのご推察をいたしております。とりわけ今任期をもちましてご勇退されると伺っております方におかれましては、その高い識見と卓越したご手腕を持ちまして、町政発展に力を尽くしてこられましたこと、そして、今日までのご指導・ご協力・ご鞭撻に対しましては心から御礼を申し上げます。

今後の人生におきまして、幸多からんことをご祈念申し上げますとともに、今後ともふるさと只見の発展のために、それぞれのお立場からさらなるお力添えを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、町民の皆様の付託を受けられる議員各位におかれましては、どうか新たな信任を得られまして、再びこの議場でお目にかかり、只見町の更なる躍進にご支援・ご協力を賜りますようご祈念を申し上げます。

結びに、皆様方のますますのご健勝・ご多幸を心からお祈り申し上げ、閉会のご挨拶いたします。

本当にありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、議長からも一言、御礼を申し上げたいと存じます。

今回の3月会議は通算11日間の長い日程でありましたけれども、令和2年度の貴重な、

重要な町政執行に係る条例・予算等の審議でありました。令和2年度予算は自主財源が減少する中での経費削減を念頭においた予算であり、厳しい内容でありましたが、予算特別委員会を設置し、全ての当初予算について議員各位の慎重な審議をいただき、予定通り終了することができました。誠にありがとうございました。

3月会議におきましては、一般質問等を含め、貴重な提言、厳しい意見等が多く出されております。町執行部におかれましては、それらを十分留意されまして、町政の健全な運営にあたっていただきますようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、任期も残すところ1ヶ月余りとなりました。特に今期をもって勇退される議員の皆様には長年にわたりまして町政発展のために甚大なご功績を残されましたこと。また、議会活動におきましても先輩として種々ご指導いただきましたこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、議長として、この4年間、議員各位並びに町長はじめ幹部職員各位には多大なご指導をいただきましたこと厚く御礼を申し上げます。

さて、皆様には、これから春の雪解けも進み、何かと多忙となりますので、身体には十分留意されまして、町民の福祉と町政の発展のために、尚一層のご奮闘をいただきますよう祈念申し上げます、一言ご挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） それでは、以上を持ちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労様でした。

（午後2時17分）

